

京都市下水道マンホール蓋の販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程第25条の規定に基づき、不用となった鉄製マンホール蓋（以下「マンホール蓋」という。）の販売に関し、必要な事項を定める。

(マンホール蓋の仕様)

第2条 マンホール蓋は現状渡しとし、原則として洗浄や再塗装は行わない。

(販売価格)

第3条 マンホール蓋の販売価格は、予定価格以上とし、最も高い購入希望金額を提示した者の金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

2 第8条第3項の規定により、次点の購入希望金額を提示した者が購入権利者として決定された場合、マンホール蓋の販売価格は、次点の購入希望金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下同じ。）。

なお、同項後段の規定により、購入権利者が次々点以降の者となった場合の販売価格は、その者の購入希望金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

3 予定価格は、マンホール蓋の性状等を踏まえ、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が定める。

(販売方法の掲示)

第4条 管理者は、マンホール蓋を販売しようとするときは、物品名、販売方法、申込期限、予定価格その他必要事項を京都市上下水道局（以下「当局」という。）ホームページに掲載するものとする。

(申込資格)

第5条 マンホール蓋の購入を申し込むことができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 当局職員ではないこと。
- (3) 自己の責任と負担（第三者に委託する場合を含む。）において、引渡場所

からマンホール蓋を持ち帰ることができること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（申込単位）

第6条 申込みは、各マンホール蓋につき1人1回とする。

- 2 同一マンホール蓋に1人2回以上申込みをした場合は、その者の全ての申込みを無効とする。

（申込方法）

第7条 マンホール蓋の購入を希望する者は、京都市下水道マンホール蓋購入申込書兼誓約書（第1号様式）により管理者に申し込むものとする。

（購入権利者の決定）

第8条 管理者は、前条の申込みをした者のうち、最も高い購入希望金額を提示した者（最も高い購入希望金額を提示した者が複数いるときは、抽選により選定した者とする。）を購入権利者として決定する。

- 2 管理者は、第4条で掲載した申込期限の翌日から起算して7日以内に、購入権利者に対し購入の意思を確認するものとする。
- 3 管理者は、前項により購入の意思を確認した結果、購入権利者に購入の意思がないと判断した場合（連絡が取れない場合を含む。以下本項において同じ。）は第1項の決定を取り消し、次点の購入希望金額を提示した者を購入権利者として決定するものとする。この場合において、管理者は、決定日の翌日から起算して7日以内に、購入権利者に対し購入の意思を確認するものとし、購入の意思がないと判断したときは、順次同様に対応するものとする。
- 4 管理者は、前各項の規定により購入者を決定したときは、京都市下水道マンホール蓋売却決定通知書（以下「決定通知書」という。）（第2号様式）及び納入通知書により購入者に通知するとともに、決定した購入金額を当局ホームページ上で公表する。

（契約の締結等）

第9条 本市と購入者間の売買契約は、決定通知書の送付により成立するものとする。

（代金支払）

第10条 購入者は、管理者が指定する期限までに、納入通知書により代金を支払う。

2 前項の期限までに代金の支払がないときは、購入者はその資格を失うとともに、前条の契約は失効する。

(引渡し)

第11条 マンホール蓋の引渡場所は京都市上下水道局総合庁舎とする。

2 引渡しを受ける者(以下「受領者」という。)は、引渡し時に決定通知書(第2号様式)及び納付済通知書控え(領収印のあるもの)を提示する。

3 マンホール蓋の積込み、運搬その他の引渡しに要する費用は、購入者又は受領者が負担するものとする。

4 受領者は、マンホール蓋の引渡しを受けた場合には、京都市下水道マンホール蓋受領書(第3号様式)を管理者に提出するものとする。

(遵守事項)

第12条 購入者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自己利用を目的とし、営利目的で使用しないこと。

(2) 管理者が事前に承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず第三者に譲渡しないこと。

(3) 自己の責任と負担においてマンホール蓋を管理するものとし、マンホール蓋に生じた損害及びこれに起因して第三者に及ぼした損害については責任をもって対応し、管理者に求償しないこと。

(4) マンホール蓋が不要になった場合は、関係法令に従い、適切に処分すること。

2 管理者は、購入者が前項に違反した場合、第9条の契約を解除することができる。この場合において、購入者は、管理者に生じた損害を賠償するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

京都市下水道マンホール蓋売却決定通知書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

京都市公営企業管理者上下水道局長

この度は、京都市下水道マンホール蓋の購入に応募いただき、ありがとうございました。
今回、様を売却相手方として決定しましたので、お知らせします。つきましては、下記に記載の方法でマンホール蓋をお渡ししますので、お引き取りをお願いします。

記

- マンホールの番号 番
- 引き渡し場所 京都市上下水道局総合庁舎内（京都市南区上鳥羽鉾立町1-1番地3）
※来庁者用駐車場にお停めいただき、そこから経営戦略室にお電話ください。）
- 引き渡し期間 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
（土日、祝日を除く午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く））
- その他
 - 納入通知書にて代金をお支払いいただいたのち、お引き渡し日の調整の御連絡を下記お問い合わせ先の電話番号までお願いします。
 - マンホール蓋は重いので、可能であれば大人複数名で、作業のできる服装でお越しください。また、軍手、マンホール蓋を養生できる布やブルーシート等を御用意ください。
 - 当日は、以下のものを御持参ください。
 - ・ 京都市下水道マンホール蓋売却決定通知書（本通）
 - ・ 納入通知書兼領収書控え（領収印のあるもの）
 - ・ 御本人又は購入者が指定した者であることを証明する身分証明書（運転免許証・健康保険証等）
 - 未成年者の方は、法定代理人の方と御一緒にお越しください。

<お問い合わせ先>
京都市上下水道局経営戦略室
（資産活用担当 ・ ）
TEL : 075-672-7710

第3号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

（あて先）

京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市下水道マンホール蓋受領書

年 月 日付けで、売却決定通知を受けたマンホール蓋について、下記のとおり受領しました。

記

マンホール蓋の番号	番
受領者氏名	

以上